

提案書

平成23年4月22日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 御中

郵便番号

(ふりがな)
住 所

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI 株式会社

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目			具体的内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(1) 線路施設基盤（電柱・管路等）の開放による設備競争の促進	1)	<p>ブロードバンドの普及促進のためには、各事業者が投資リスクを負って自前の設備を構築し、競争を通じてFTTH等のブロードバンドサービスの差別化を図ることによって国民の需要を喚起する必要があると考えます。そのため、早急に以下のルール整備を行い、競争事業者が円滑にFTTHサービスの提供地域の拡大を図れるようにすべきです。</p> <p>①加入ダークファイバの展開エリア情報や配線区画情報の正確かつ迅速な公開ルール 競争事業者がNTT東・西のダークファイバを利用してFTTHサービスを展開する際には、NTT東・西から、事前に展開エリアの情報や各エリアにおける配線区画情報を入手しておく必要があります。 しかしながら現状では、申込みから情報提供までに6ヶ月程度の期間を要することが多く、提供された情報についても、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが多くあるなど、NTT東・西の利用部門と競争事業者との間で公正な競争環境は確保されていません。 先日のNTT東・西の加入光ファイバ接続料に関する情報通信行政・郵政行政審議会からの答申においても、総務省に対して「接続事業者によるダークファイバ（シェアドアクセス方式）利用の円滑化に資するよう、NTT東西に対し、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取組を行うよう」要請されていることも踏まえ、NTT東・西の設備部門と利用部門との間でしっかりファイアウォールを設けて厳格な運用を徹底するとともに、例えば、NTT東・西に対してWEB等で配線区画情報を開示・更新することを義務づけること等により、NTT東・西の利用部門と競争事業者の間</p>

	<p>で、同時期に同内容で情報が公開・共有される ようにすべきです。</p> <p>②集合住宅やビルの屋内配線の転用ルール</p> <p>屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けのFTTHサービスについては、NTT東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザが、競争事業者のFTTHサービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</p> <p>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能と共に、NTT東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザ単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザ単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザが事業者を選択できるようにすべきです。</p> <p>③地中化されたエリアにおける光ファイバの開放ルール</p> <p>地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。</p> <p>先頃閣議決定された、内閣府の『規制・制度改革に係る方針』においても、今年度内に光ファイバの部分開放に関するルールについて検討し、結論を得ると記述されているところであり、ユーザの選択肢を確保する観点から、これらの地域でNTT東・西が敷設した光ファイバについて、「電柱（クロージャー）～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを早急に整備す</p>
--	---

べきです。

④コロケーション手続き・リードタイムの同等性確保や受付保留状態の解消

競争事業者がFTTHサービスの展開エリアを拡大するにあたっては、NTT東・西の収容局に自社設備をコロケーションする必要がありますが、申込み手続が煩雑であり、開通までに長い期間を要しています。

NTT東・西の利用部門が自前設備のコロケーションを行う場合の手続きと同等であるかを検証し、申込み手続の簡素化とリードタイムの短縮化を図るべきと考えます。

また、収容局ビルによっては、コロケーション用の空きスペースが確保できない等の理由によって、長期間に渡って利用ができない問題も生じています。

例えば、数ヶ月間連続してDランク（利用不可）となっている収容局ビルについては、NTT東・西の利用部門も同様に利用できていないのか検証し、実際に空きスペースがない場合には、NTT東・西の設備部門に対して直ちに増設することを義務付けることにより、長期間に渡って利用できない状況が起こらないようにすべきです。

⑤中継ダークファイバの利用条件の改善

競争事業者がFTTHサービスの提供エリアを拡大するにあたっては、自前設備をコロケーションした収容局間を結ぶ伝送路を構築するため、NTT東・西の中継ダークファイバを利用する必要があります。

しかしながら、空き芯線がない等の理由で速やかに利用できない事例があり、競争事業者がエリア拡大を行う際の障壁になっています。

Dランク区間（空き芯線がない）における代替手段として、WDM装置を設置して波長分割する方法がありますが、非効率な芯線の利用やWDMの安易な設置を抑止するという観点からも、NTT東・西の利用部門を含む各事業者が効率的に中継ダークファイバを利用しているかをチェックする仕組みを導入するとともに、N

	<p>NTT東・西は、空き芯線がない区間については、波長分割ではない中継ダークファイバを速やかに提供することを基本として検討すべきです。</p> <p>⑥設備・システムの同等な運用の担保</p> <p>競争事業者がNTT東・西の加入ダークファイバやシェアドアクセスを利用してFTTHサービスを提供する際、NTT東・西の利用部門との間で開通までの期間に大きな差が存在したことありました。</p> <p>開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底する必要があると考えます。</p>
	<p>⑦公正競争が可能な配線区画の適正性確保及び局外スプリッタの増設基準の明確化</p> <p>NTT東・西の加入ダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態での光ファイバの公正競争が有効に機能するためには、1配線区画あたりのカバー世帯数が重要になります。</p> <p>まずは最低でもNTT東・西が示している1配線区画あたり約40から50世帯のカバー数を下回ることのないよう運用を徹底させるとともに、公正な競争環境を担保する上で適正なカバー数の確保についても直ちに議論する必要があると考えます。</p> <p>また、同一配線区画内においても、収容数が少ない状態であるにも関わらず局外スプリッタが多数増設された事例も発生しています。</p> <p>同一配線区画内では、8分岐がすべて埋まった後に局外スプリッタを増設することを義務づけるなどし、公正な競争環境を確保すべきです。</p>
2)	—
3)	NTT東・西のシェアドアクセスの分岐回線単位の接続料設定の可否については、平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請に対する答申において「今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする」との考え方

		<p>が示されています。</p> <p>この点については、分岐回線単位の接続料については、当社が上記の認可申請に対する意見書（<u>参考</u>参照）においても言及したとおり、課題が多いと認識しており、現行の8分岐単位の接続料設定で競争が進展していることにも鑑みれば、安易な導入は行うべきでないと考えます。</p> <p>＜参考：「平成23年度以降の加入光ファイバ接続料に対する当社意見書」（抜粋）＞</p> <p>4) 1分岐単位接続料の課題</p> <p>①O S U設備を共用することについて、当時から指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題は現時点でも解決しているわけではありません。</p> <p>当社の「ギガ得プラン」サービス実現にあたっては、より安く、より良いサービスを機動的にお客様に提供可能とするため、自由なサービス設計を行える自社専用のO S Uを設置しております。</p> <p>②当社は2008年以来、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となってきております。O S U専用の1分岐単位接続料については、むしろ、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が当時から指摘されております。</p> <p>上記から、課題の状況を踏まえ、1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないと考えます。</p>
(2)NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進	1)	<p>N T T東・西のN G Nは他の事業者との接続を前提とせずに構築されており、イーサネット機能の例に顕著なように、N G N上で新たなアンバンドルが実現しても、N T T東・西の利用部門は当該機能を利用しなくて済むために接続事業者のみが網改造費等の負担を求められ、接続事業者がN T T東・西と同等の条件でN G Nを利用できない事例が発生しています。</p> <p>今後、P S T NからI P網への移行に伴って新</p>

		たな接続形態（IP網同士の接続など）を実現する場合には、当該接続形態を基本的な接続とし、NTT東・西の利用部門と接続事業者との間の費用負担をはじめとした利用条件の同等性を確保すべきです。
	2)	<p>IP網への円滑な移行を促進し、「光の道」を早期に実現するためには、(1)で述べたとおり、自前設備による競争を活性化するための各種ルールの整備を早急に進めることが最も重要と考えます。</p> <p>ただし、ルーラルエリアを中心として、高速ブロードバンドの展開に時間がかかる地域や、当面は高速ブロードバンドを必要としないユーザが一定数残ることが予想されます。これらのユーザがPSTN等のレガシー系ネットワーク上のサービスを使い続けた場合、需要の減少にコスト削減が追いつかず、接続料ひいてはユーザ料金の値上げ等を余儀なくされることが懸念されます。</p> <p>このため、レガシー系サービスの接続料の抑制を図るとともに、無線系サービスやあるいはNTT東・西がPSTNで提供している電話等の基本的なサービスのIP網での移行先サービスなど、さまざまな事業者が提供する多様な手段のサービスの中から、コスト面・技術面で最適なものを選び、自前設備による競争を損なわないよう留意しながら、競争を通じて移行を促進する必要があると考えます。</p>
	3)	—
	4)	—
(3)モバイル市場の競争促進	1)	<p>現在の日本のモバイル市場においては、端末、ネットワーク、通信プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションの各レイヤーにおいて、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがユーザに提供されています。</p>
	2)	<p>このような市場環境にあることを踏まえれば、25%程度のシェアしか持たない携帯事業者については市場支配力を持つとは言えないことか</p>

		<p>ら、25%という閾値を以って第二種指定電気通信設備制度を運用することは適切ではありません。</p> <p>二種指定電気通信事業者については、ガイドラインにおいて、機能のアンバンドルについて「注视すべき機能」と位置付けられている機能があるなど、追加的なアンバンドルを要請され得る状況にあります。このようなルールの存在は、ドミナント事業者に競争を挑もうとする携帯事業者の事業活動に制約を与えかねないものであり、競争促進の観点から不適当であると考えます。したがって、現行の第二種指定電気通信設備制度の指定基準を見直し、シェアの小さい事業者については指定対象から除外するとともに、MNOによる安定的な通信サービスの提供を阻害しないよう留意しながら、市場環境の変化にあわせたルールの在り方を検討すべきです。</p>
	3)	一
(4)今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方	1)	<p>「『光の道』構想に関する基本方針」に基づいて講じる措置（NTT東・西の機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応など）の有効性・適正性について毎年度の継続的なチェックを行うにあたっては、現行の競争評価や競争セーフガード制度を活用すべきと考えます。</p> <p>ただし、現状の競争セーフガード制度では公正競争の担保が十分図られていないことを踏まえ、NTTグループに対する禁止行為規制等の公正競争ルールの運用についてP D C Aを回す仕組みを確立し、実効性を持たせることが重要です。そのため、「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2010年度）（案）に関する意見募集」に対する当社意見書でも述べたところですが、以下の対応を行うべきと考えます。</p> <p>①NTT東・西による具体的な報告内容の義務付け</p> <p>これまで、総務省は、競争セーフガード制度の検証結果を踏まえ、NTT東・西に対して行政指導を行ってきたところですが、その内容を見るとNTT東・西の自己申告で報告させるだけといった緩やかな措置しか講じられておらず、</p>

	<p>総務省による事後的な検証は徹底されていないことから、NTT東・西に対する再指導や厳格な措置等が十分に実施されていない結果となっています。</p> <p>行政指導に対するNTT東・西からの報告については一部開示がなされているところですが、当該内容を見る限り、「周知・遵守徹底を指示」、「公正競争確保のための適切な措置を講じている」と記載してあるだけであって、行政指導を受けた事案の実態を把握するには全く不十分な情報に過ぎません。</p> <p>このような報告内容のままでは、電気通信事業法改正案第31条第7項の規定によって、NTT東・西に対して禁止行為や機能分離の遵守徹底のための措置や実施状況の報告を義務付けたとしても、総務省において実態が把握できないことから、今後何らかの省令やガイドライン等において、以下を始めとする詳細な情報の報告等を義務付ける等により公正競争確保の実効性を担保できる運用を可能にする体制を整備することが必要であると考えます。</p> <p>＜報告対象とすべき情報の例＞</p> <p>◆社内体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種システムの閲覧制限状況とその体制や基準 ・内部監査、外部監査、監査役による監査結果等のガバナンスの状況（NTT東・西の設備利用部門と接続事業者との間で、情報（エリア展開情報、配線区画情報等）が同時期に同内容が提示されているか否か等） ・利用部門、設備部門に対して取られた措置の評価、モニタリング状況 ・利用部門、設備部門間の物理的ファイアーウォール（執務室の分離、指紋認証等）の実施状況 ・接続の業務の実施状況を監督する部門の独立性確保状況（設備部門のみならず、利用部門との間の独立性も確保されているか） ・116窓口での対応状況のログ <p>◆取引情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約情報（特に外部委託情報（子会社、グル
--	--

	<p>（一社会社含む）、代理店契約情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内取引、親子間取引の明細 ・代理店（ドコモショップ含む）への奨励金の支払等取引状況 <p>◆人事情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・N T T 東・西と子会社間の兼務、転籍情報 ・N T T 東・西、子会社における利用部門と設備部門の異動情報 <p>◆営業・会議情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営会議、取締役会、グループ会社間会議における議事録 ・営業活動状況（代理店への営業活動も含む） <p>②公開された審議の場の設置</p> <p>上述のように、N T T 東・西から総務省に対して禁止行為・機能分離の遵守状況について詳細に報告されたとしても、これまで同様に総務省内に閉じたままで検証されて結論が出されるまでは、競争事業者にとっての問題が解決されているか否かが外部からは検証不可能であるため透明性が不十分となることが懸念されます。このため、P D C Aを回す仕組みを確立するという観点から、N T T 東・西から報告された内容を含む競争セーフガード制度で指摘された事項と検証結果を総合的にチェックするために、審議会下の専門委員会または既存の紛争処理委員会といった、公開された審議の場を設けることが必要と考えます。</p> <p>その場においては、N T T 東・西の機能分離や子会社等に係る管理・監視体制が確実に実施されているか、事業者からの指摘事項を踏まえた競争セーフガード制度の検証結果が妥当であるか、届出された活用業務が公正競争上問題がないか等を競争事業者等からの意見を踏まえながら有識者等の外部専門家が審議し、疑義があると認められる場合は、当事者へのヒアリングや追加情報の提示を求めるができるようにして、N T T グループにおける競争阻害行為の抑止を図るべきと考えます。</p>
2)	「『光の道』構想に関する基本方針」に基づいて行われる措置の実施後3年を目途とした包括的

	<p>な検証を行う際には、明確な根拠を示さないまま「公正競争環境が確保されている」との結果が示されることのないよう、以下を確保しておく必要があると考えます。</p> <p>①検証基準の明確化</p> <p>今回の措置（NTT東・西の機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応など）によって、NTT東・西の利用部門と実際に公正な競争環境が確保されたのかを、客観的なデータに基づいて定量的に検証を行うため、以下のようなデータを検証基準として予め規定しておくべきです。</p> <p>＜検証基準として規定すべき事項の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構築情報の扱いの同等性が担保され、同時期に同内容が提供されているか ・開通に係るリードタイム、要員配置の同等性が確保され、開通までの期間に差が生じていないか ・アンバンドル機能の利用条件（網改造費の負担方法など）の同等性が確保されているか ・接続・顧客情報の適切な取扱いが担保されているか <p>②追加的措置の確実な実施</p> <p>検証の結果、競争が機能していないと判断された場合には、持株会社廃止を含む「構造分離」「資本分離」を排除することなく、NTTグループの総合的な市場支配力に対処し得る実効性のある追加的措置に直ちに移行できる仕組みをあらかじめ設けておくべきと考えます。</p>
3)	<p>NTT東・西およびその子会社等への規制については、今回の電気通信事業法が改正される見込みです。</p> <p>しかしながら、NTT東・西のみならず、NTTドコモやNTTコミュニケーションズ等の事業者は各市場におけるドミナントであり、競争事業者に比して圧倒的な顧客基盤を有しています。これらのNTTグループの事業者が連携してFMCサービスを提供した場合には、固定・移動体両市場におけるドミナント事業者同士が公社時代からの信頼性を継承するNTTプラン</p>

	<p>ドを最大限活用しながら事実上排他的に連携することによって、両市場における公正競争の確保に支障を及ぼすことは明白です。</p> <p>また、例えばNTTレゾナントを中心とした「NTT IDログインサービス」のような形態で子会社や関係会社等の共通的な設備を利用したグループ連携サービスを提供したり、NTTファイナンスを活用してNTTグループの各サービスの一括請求・割引サービスを行ったりした場合にも、ドミナント同士の連携によるスケルメリットが発揮され、各サービス市場における競争状況に影響を与える恐れがあると考えます。</p> <p>これらのNTTグループの連携サービスについては、形式的にはグループ会社以外も参加可能であることを以って直ちに「排他的」でないと判断されているところですが、競合する事業領域の多い事業者が参加することは事実上あり得ないことから、実質的には競争事業者を排除する排他的な行為であり電気通信事業法第30条第3項に抵触すると考えます。</p> <p>そのため、上述のようなグループ連携による排他的な行為については、直ちに電気通信事業法を改正して明確に禁止または公正競争担保措置を条件に実施を認めるとすべきですが、それまでの暫定的な当面の措置として、公正取引委員会と総務省が共同で策定した「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において、あるいは新たなガイドラインを策定することにより、公正競争上直ちに問題となる具体的な事例として記載する等の措置を講じ、NTTグループの総合的な市場支配力に対処する必要があると考えます。</p>
4)	<p>今回のNTT法改正案ではNGN等の活用業務の認可制が届出制に緩和されることとなっていますが、そもそも、持株体制でグループ一体経営を行うことができる組織形態を残したままで活用業務制度を認めたことは、NTT再編の趣旨を蔑ろにするものです。</p> <p>むしろ、NTT東・西がNGN等を用いた県間通信サービス等を活用業務として提供し、公正</p>

			<p>競争に重大な支障を生じさせていることに鑑みれば、本来活用業務制度は直ちに廃止すべきものです。公正な競争条件を確保しないまま、今後にＮＧＮを用いて県間を跨ぐ新たなサービスが開始される場合には、ＮＴＴ東・西による活用業務としての提供は認めるべきでないと考えます。</p> <p>なお、このような状況にも関わらず活用業務の手續を緩和するのであれば、当面の最低限の措置として、競争事業者の意見を反映できる制度上の仕組みを確保するとともに、ＮＴＴ東・西による実施が禁止されている放送業務や、当然禁止すべきＩＳＰ業務や移動体業務といった具体的な業務内容を活用業務ガイドラインに明記する必要があると考えます。</p>
	(5)その他		—
2.電話網(PSTN)からIP網への円滑な移行の在り方について	(1)PSTNからIP網への移行に伴う利用者保護の在り方	1) ①	PSTN上では、NTT東・西のみならず、接続事業者も同種の基本的な付加機能サービス（例えば、フリーフォン（0120／0800）、アクセスコール（0570）といった着課金サービスなど）を提供し、多くのユーザにご利用いただいていることに留意が必要です。
		1) ②	ユーザ利便保護の観点から、PSTNからIP網への移行が完了した後も、接続事業者が追加的負担を行うことなく、これらのサービスを継続して提供できる環境を確保すべきです。
		2)	当該サービスの利用者が不利益を被ることのないよう、まずはNTT東・西が想定している代替サービスに関する詳細な情報開示が必要と考えます。
		3)	当該サービスの利用者が不利益を被ることのないよう、まずはNTT東・西が、サービスの廃止時期や、ユーザに対する周知方法等について情報開示を行う必要があると考えます。
		4)	NTT東・西以外の競争事業者が提供している電話サービス等についても、各事業者が、独自にIP網への移行を進めている状況にあります。
		5)	今後、PSTNからIP網への移行に伴って新たな接続形態（IP網同士の接続など）を実現する場合には、当該接続形態を基本的な接続と

		し、N T T 東・西の利用部門と接続事業者との間の費用負担の同等性を確保すべきです。
(2) PSTNからIP網への移行に伴う事業者対応の在り方	1)	I P 網同士の接続については、まずは関係事業者間で十分な意識合わせを行うべきと考えます。
	2)	双方向で利用できる番号ポータビリティについては、まずは関係事業者間で十分な意識合わせを行うべきと考えます。
	3)	1. (2) 2) でも述べたとおり、I P 網への円滑な移行を促進し、「光の道」を早期に実現するためには、自前設備による競争を活性化するための各種ルールの整備を早急に進めることが最も重要と考えます。 ただし、ルーラルエリアを中心として、高速ブロードバンドの展開に時間がかかる地域や、当面は高速ブロードバンドを必要としないユーザが一定数残ることが予想されます。これらのユーザがメタルアクセスやP S T N等のレガシー系ネットワークのサービスを使い続けた場合、需要の減少にコスト削減が追いつかず、ドライカッパやP S T Nの接続料が上昇し、ユーザ料金についても値上げ等を余儀なくされることが懸念されます。
	4)	このため、レガシー系サービスの接続料の抑制を図るとともに、無線系サービスやN T T 東・西がP S T Nで提供している電話等の基本的なサービスのI P 網での移行先サービスなど、さまざまな事業者が提供する多様な手段のサービスの中から、コスト面・技術面で最適なものを選択できる環境を整え、自前設備による競争を損なわぬよう留意しながら、競争を通じて移行を促進する必要があると考えます。
	5)	—
	6)	N T T 東・西が先日公表した「概括的展望」では、2 0 2 0 年頃からP S T NからI P 網への移行を開始する、という移行の方向性が示されたに過ぎません。 これまで指摘してきたような、P S T NからI P 網への移行に伴うさまざま課題を検討するため、まずはN T T 東西からより具体的な移行に関する計画（サービス毎の廃止時期、移行先サ

		ービス等の詳細な情報など)を公表する必要があると考えます。
(3)その他		<p>現行のNTT東・西の加入電話については、番号ポータビリティ制度によって、同一番号のままで、NTT東・西や競争事業者が提供するIP電話等に移行することが可能となっています。</p> <p>しかしながら、同一番号で移転が可能な範囲については、NTT東・西が定める運用ルール(「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」)において「一般番号ポータビリティ対象番号は、NTT地域会社の加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲内に限り使用可能とする。」との規定があり、電気通信番号規則上は同一番号区画内であれば移転可能であるにも関わらず、NTT東・西収容局の範囲内に限定されている状況です。</p> <p>一方で、ユーザ視点から見るとNTT東・西収容局の範囲を跨って引っ越しの場合でも同じOA B～J番号を使い続けたいというニーズは高いと思われ、当社へもそうした要望が寄せられるケースがあります。また、IP電話ではNTT東・西の収容局による制約を受けないようにすることは、技術的には極めて容易と考えられます。</p> <p>従って、現在の制約を解消して同一番号区画内を同一番号で自由に移転できるようにすれば、NTT東・西のひかり電話を含むIP電話全体の魅力が高まり、IP網への移行を促進する効果があると考えます。(例: 東京23区内で引っ越し機会に加入電話からひかり電話等のIP電話へ切り替える動機が生まれる。)</p> <p>この点を踏まえ、NTT東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべきです。</p>